

## ご使用の昇降機等をご確認下さい

・・・(一社)日本クレーン協会東海支部

エレベーター等製造整備部会・・・

昨年12月に名古屋市内の飲食店で“小荷物専用昇降機”の清掃中、女性従業員が不意に上昇したかご(搬器)と昇降路との間に挟まれて死亡した事故がありました。この事故の原因については関係機関で調査中ですが、この種の昇降機には通常、昇降路の内側にドアインターロック(全ての扉が閉じていない場合にはかご(搬器)を昇降させることができず、かつ、扉の位置に止まっていない場合はかぎを用いなければ外から扉を開くことができない装置)があり、これが正常に機能していれば、誰かが誤って昇降機の“操作ボタン”を押したとしても、かご(搬器)は上昇しないはずのものでした。

伝えられるところによると、この事故では被災者の状態は図のようであり、その原因として、①被災者が何らかの理由でドアインターロックに接触した際に操作ボタンを同時に押した状態となったこと、あるいは②ドアインターロックが故障により正常に機能しなかったことなどにより、かご(搬器)が不意に上昇した可能性が考えられます。

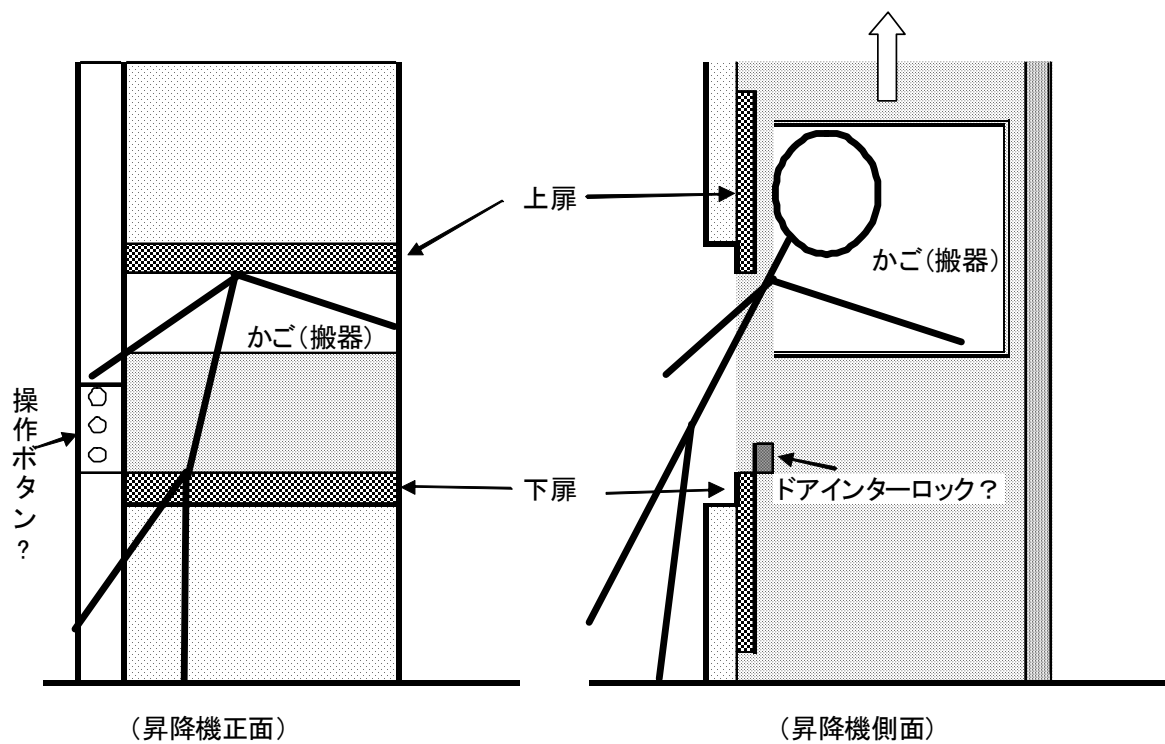
小荷物専用昇降機は、建築基準法の規制を受けています。

労働安全衛生法の規制を受けるエレベーターや簡易リフトに適用される規制からは外れますが、このような事故は、小荷物専用昇降機以外のエレベーターや簡易リフトでも十分に起こりうると考えられます。

また、昨年12月の瀬戸市内のタイヤ販売店での転落事故、今年1月の幸田町での同じくタイヤ販売店でのはさまれ事故等を踏まえ、国土交通省でも1月22日付けで各都道府県建築主務部長あてに『違法設置の疑いがある昇降機の緊急点検の実施について』指示がなされています。

エレベーター等製造整備部会では、メーカーとして違法な昇降機等を製造しないことはもとより、関係者の皆様が、安全で安心できる昇降機等を使用できるよう、“違法な昇降機等は設置しない、放置しない”“日常点検、月例点検を確実に実施する”ため、部会として皆様に以下のことをお願いしています。

- ・エレベーター等は建築物の一部です。設置にあたっては労働安全衛生法はもとより、建築基準法上の手続きも原則的に必要です。
- ・日常点検、月例点検を確実に実施し、異常がある場合には直ちに使用を中止し、専門業者に依頼して補修するようにしてください。
- ・特に「扉」については、外扉が開いた状態で操作ボタンを起動してもかご(搬器)が昇降しないかどうか、日常点検で確認するようにしてください。
- ・操作ボタンが搬器内に設置されていない機種は荷物専用であり、人間が搭乗したりすると非常に危険です。清掃、点検等のために搭乗する場合には、電源を切ってその“電源”を第三者がオンにしないよう表示する等の措置をしてからにしてください。また、搭乗禁止ステッカーを貼るなどの対策も必要です。



災害発生状況(イメージ)